４　指導案例

学んで防ごう，消費者トラブル（本時４／６）

　(1) 本時の目標

　　 ・消費者トラブルの予防法や対処法について考えることを通して，自分や家族の消費生活を見直そうとする。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 　【関心・意欲・態度】

　　 ・消費者トラブルの予防法や対処法について考え，工夫することができる。 　 　 　　【工夫】

　　 ・消費者トラブルの予防法や対処法を理解することができる。　　　　　　　　　【知識・理解】

　(2) 準備・資料

　　 ・映像資料「消費者トラブル英傑？」（名古屋市消費生活センター），パソコン，プロジェクタ，

ワークシート，資料①②③

(3) 指導過程

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 段階 | 学　習　活　動 | 教師の支援及び評価 |
| 導入 | １　消費者トラブルの現状を知る。　　・アポイントメントセールス　　　・キャッチセールス　　・マルチ商法　　・ワンクリック詐欺２　学習課題をつかむ　 学んで防ごう，消費者トラブル  | ・愛知県内の消費者トラブルについて確認する。・インターネットの普及とともに，ネットショッピングやオンラインゲームなどにおけるトラブルが増加していることも確認する。 |
| 展開 | ３　消費者トラブルの予防法と対処法について考える。「消費者トラブル英傑？」を見て、消費者トラブルの予防法と対処法を考えよう！　(1) 映像資料（前半：４分）を見て，事例の問題点や対処法について話し合う。【話し合いの視点】　　　　o秀吉は何がいけなかったか。　　　　o業者は何がいけなかったか。　　　　o秀吉はこれからどうすればよいか。・怪しいサイトを見ようとしたことがいけない。　　・年齢を偽ったのがいけない。　　・慌てて電話をしているところがダメだ。　　・業者側は消費者の意思確認をしていない。　(2) グループとしての意見を発表し，全体で共有する。　　・怪しいと思ったら見ないし，クリックしない。・請求は無視して，相手に連絡をしない。・電話回線やWi-Fiにフィルタリングをかける。　　・警察に相談する。　(3) 映像資料（後半：４分）を見て，予防法や対処法について確認し，公的な相談機関を知る。　　・消費者庁　　　　　・国民生活センター　　・消費生活センター | ・パソコンやスマートフォンを使用する人であれば，誰にでも起こりうるような映像資料を基に考えさせる。映像資料：「消費者トラブル英傑？」制作：名古屋市消費生活センター<http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/>・ワークシートと資料①を配付する。・被害者側にも落ち度がある点に気付かせる。・技術分野「Ｄ　情報に関する技術」の学習内容を想起させ，技術的な対策についても考えさせる。・業者の悪質な手口や対処法を把握させることに加え，公的機関に相談する方法についても理解させる。☆消費者トラブルの対処法について考え，工夫しているか。（発言，ワークシート）【工】☆消費者トラブルの予防法や対処法を理解することができたか。（ワークシート）【知】 |
| まとめ | ４　本時の学習を振り返り，次時の学習の見通しをもたせる。　(1) 本時で学んだことをワークシートにまとめる。　(2) 次時の学習に見通しをもつ。・消費者の失敗「通信販売」（資料②）を見る。 | ・個々にまとめさせ，数名発表させる。☆消費者トラブルの対処法を考えることを通して，自分や家族の消費生活を見直すことができたか。（発言・ワークシート）【関】【工】・通信販売の失敗について考えさせることで，次時のクーリングオフ制度の学習へとつなげる。 |

　(4) 評価

　　・消費者トラブルの予防対処法について考え，自分や家族の消費生活を見直そうとしている。

　　・消費者トラブルに関する消費者と業者の問題点を確認した上で，トラブルの対処法を考え，工夫することができる。

　　・消費者トラブルの予防法や対処法を理解することができる。